

こども家庭センターについて

目的

全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して、母子保健・児童福祉双方の連携・協働を深め、虐待への予防的な関わりから個々の家庭に応じた切れ目のない一体的な支援を行うことで、相談支援体制の強化を図る

運営 開始日

令和6年4月1日

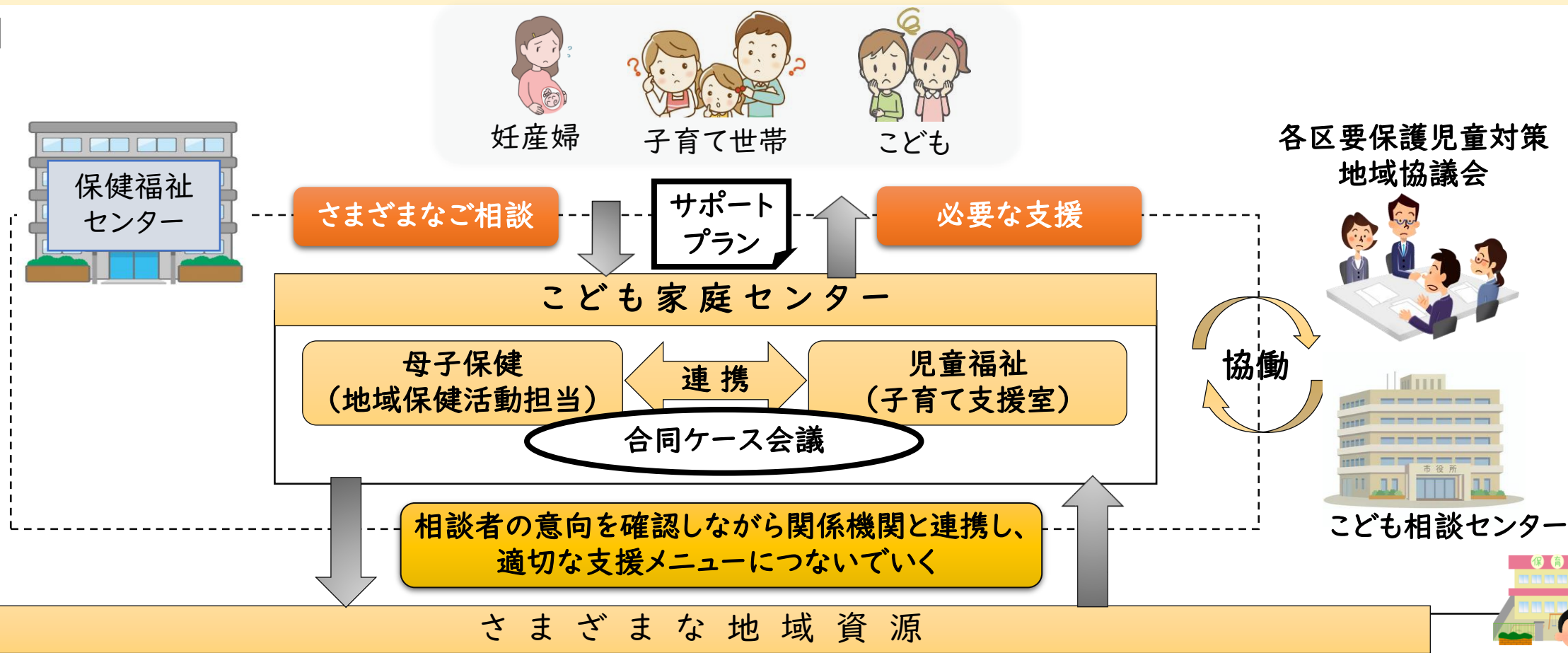
実施 主体

各区保健福祉センター

対象

大阪市内に居住する全ての妊産婦
及びこどもとその家庭等

【イメージ】



学校・幼稚園、保育所、ショートステイ、産後ケア事業、こども食堂、医療機関、民生委員・児童委員（主任児童委員）、障がい児・者相談支援事業所 など